

企画競争実施の公示

平成30年12月7日

国土交通省共済組合
近畿地方整備局支部長

黒川 純一良

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名

国土交通省共済組合近畿地方整備局支部 大阪合同庁舎第1号館福利厚生施設内における食堂の運営

(2) 業務内容

国土交通省共済組合近畿地方整備局支部 大阪合同庁舎第1号館福利厚生施設内における食堂の運営を行う。

(3) 業務場所

大阪市中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎第1号館本館1F

(4) 業務期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で経営委託期間を更新し、業務を行うことができる。なお、国土交通省共済組合近畿地方整備局支部は大阪第6地方合同庁舎（仮称）への移転を予定しており、移転日を超える経営委託は行わない。（参考として、大阪第6地方合同庁舎（仮称）整備等事業における庁舎の引渡予定日は平成34年3月31日である。）

また、業務の開始時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

2 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
また、平成31年4月1日時点において平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の認定を受けていること。
- (3) 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (5) 国税及び地方税を完納していること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注

する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(8) 下記3の(3)の説明会に参加した者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局総務部厚生課長補佐、管理係

電話06-6942-1141（内線2553、2561） ファクシミリ06-6910-6649

(2) 提案要領の交付期間、場所及び方法

平成30年12月7日から平成30年12月27日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで、(1)に同じ。提案要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 説明会の日時及び場所等

日時：平成31年1月8日 10時00分～

場所：大阪合同庁舎第1号館 新館2F 第一会議室

（集合場所：新館2Fエレベーターホール横のソファ）

説明会への参加は必須とし、説明会に参加しない者の企画提案書等は受理しない。

(4) 説明会申込み

説明会に参加を希望する者は、平成30年12月27日17時00分までに、上記(1)へ電話で申込みを行うこと。

(5) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

平成31年1月22日17時00分までに、上記(1)に持参又は郵送(書留郵便のみとし、左記提出期限必着とする)にて提出すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記3(1)に同じとする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

(6) その他の詳細は提案要領による。